

# 工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度 (下請セーフティネット債権保証事業)

---

多賀城市総務部管財課

# 工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度 (下請セーフティネット債権保証事業)創設の経緯

---

- 建設投資の低迷や金融機関の貸出資産の圧縮による貸し渋りにより、建設業は、非常に厳しい経営環境に直面し、倒産が急増している。
  - 下請業者等も下請代金の支払いへのしわ寄せや連鎖倒産の問題に直面している。
  - 建設業緊急安定化事業のひとつとして、中小・中堅請負業者への資金供給の円滑化及び下請保護を図るため、公共事業に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した転貸融資方式と、建設業振興基金の債務保証を組み合わせた方式が、平成14年に創設された。
-

## 工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度 (下請セーフティネット債権保証事業)とは

---

- 公共工事の請負業者が、多賀城市から債権譲渡の承諾を得て
  - 未完成工事請負工事債権を、宮城県建設業協同組合に譲渡し
  - 宮城県建設業組合から、工事の出来高を担保とした運転資金を調達できる制度
  - 宮城県建設業組合が融資資金を調達する際に、(財)建設業振興基金が債務保証を行うため、請負業者に有利な運転資金を提供できる
-

## 制定理由

---

- 多賀城市と工事請負契約を締結する中小建設業者が、下請けセーフティネット債務保証事業を利用して、中小企業等協同組合法に規定する事業組合から転貸融資を受けするため、同組合に工事請負契約に基づく工事請負代金債権を担保として譲渡すること(債権譲渡)についての市の承諾を求めることとした場合における本市の事務の取り扱いを定めることとするもの
-

# 制定概要

---

1. 対象工事は、請負代金額500万円以上の工事で、前金払が行われたもの。ただし次の工事は除く
    - 工期が複数年度に亘る工事。ただし、次の工事は除く
      - 債務負担行為の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
      - 前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
    - 履行保証として役務的保証を付した工事
    - その他債権譲渡を承諾することが不適當であると市長が認めた工事
-

# 制定概要

---

## 2. 譲渡対象となる債権の範囲は、次のとおりとした

- 完成した工事に係る工事請負代金債権は、契約約款第32条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金から既に支払った前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額
  - 完成前に請負契約が解除された工事に係る工事請負代金債権は、契約約款第50条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から既に支払った前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の市の請求権に基づく金額を控除した額
-

# 制定概要

---

3. 債権譲渡先を中小建設業者を対象とした資金の貸付事業を行っている中小企業等協同組合法第3条に規定する事業協同組合とした
- これに該当する事業協同組合としては、次の組合が挙げられる。
    - 所在地 仙台市青葉区支倉町2番48号
    - 名称 宮城県建設業協同組合
-

## 制定概要

---

4. 債権譲渡を承諾する時期を当該工事の出来高が前金払及び部分払が行われた金額以上に到達したと認められる日以降で、契約約款第33条第1項に基づく請負代金の請求が行われていない時期とした
  5. 債権譲渡の承諾に伴う出来高の確認は、事業協同組合が証明を付した元請負人の工事履行報告書により行うこととした
  6. 債権譲渡に係る承諾事務の担当部署を総務部管財課とし、譲渡債権の履行に係る支払事務の担当部署を各起工担当課とした
-



# 導入の流れ

